

案件に関連する指摘・対応状況

国名：案件名
ペルー：イキトス下水道整備事業
(1) 問題・指摘の概要
<p>① 本事業に関し、施工業者が過失による粗雑業務を、コンサルタントが虚偽記載、過失による粗雑業務および不正又は不誠実な行為を行ったことがそれぞれ認められた。</p> <p>② 2018年度の事後評価では、2016年7月以降、下水処理場は稼働停止しており、下水道接続率が低いままで下水は未処理状態が続いているとして、住民の衛生状態、生活環境の改善についても、本事業の寄与を確認できなかったことから、総合評価「D」となった。</p> <p>③ 我が国や他国の有償資金協力により事業を実施した実績がなく、下水処理場の建設を伴う下水道施設を整備した実績がない地方政府機関が事業実施機関となっている場合に、事業実施機関から提出される事業進捗報告書やコンサルタントに対するモニタリング等を通じて、施設に生じた不具合等の状況の確認を行う配慮が十分でなかったことについて、会計検査院から意見表示があった。</p>
(2) 原因
<p>① 上記のとおり。</p> <p>② 下水道施設について、実施機関、施工業者との係争が生じ、引渡しができないため、稼働できなかった。再稼働に向け技術調査が必要であり、現在も稼働に至っていない。また、事業計画時に採用された集水方式や下水処理方式は、雨水と汚水を分離するための各戸接続柵が現地事情に適していなかったこと等による。</p> <p>③ 上記のとおり。</p>
(3) これまでの対応及び現状等
<p>①の対応と現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工業者に対して2016年8月24日から2017年2月23日まで、また、コンサルタントに対しては2016年8月24日から2017年1月23日まで、当機構との契約の相手方になること及び資金協力事業における調達契約の当事者になることを認めない等の措置を実施。 ・ 施工業者については、措置の期間の終了に必要である再発防止策の確認に至っていないため、措置を継続中。 <p>②の対応と現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水処理場の早期再稼働のため、2016年から専門家派遣による技術支援を実施し、同専門家が実施機関による処理場の技術調査の支援等をおこなっている。2020年9月から2021年3月まで実施機関による下水処理場及びポンプ場の技術調査2022年2月から2022年6月に追加調査が実施された。実施機関は処理場の修理を行う方針のもと、全処理区域にて清掃作業を実施した。 ・ 実施機関から、処理場の維持管理業務を担当する機関への施設の引継ぎは進んでいない。 <p>③の対応と現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有償資金協力を実施するに当たって、我が国や他国の有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど事業実施能力に配慮を要する

事業実施機関が大規模な事業を行う場合、貸付契約等に基づいて、事業実施機関から提出される事業進捗報告書や施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして、整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うこととした。

(4) 今後の対応・教訓等

- ① 施工業者からの再発防止策の提出をフォローする。教訓として、不正又は不誠実な行為が再発しないよう、案件監理を一層強化し、適切な ODA 事業の実施に努める。
- ② ペルー政府において進められている再稼働に向けた取組等を確認する。

教訓として、今後、類似案件の審査時には現地の状況を考慮の上、分流式を選択する場合には、雨水と汚水を分類する手段が機能するかを検討することが望ましい。

また、我が国や他国の有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合、貸付契約等に基づいて、事業実施機関から提出される事業進捗報告書や施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして、整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行う。